

事例番号:340074

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 38 週 3 日 胎児心拍数陣痛図で異常所見なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 3 日

22:40 陣痛発来のため搬送元分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 3 日

22:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 90-100 拍/分台の徐脈、基線細変動消失、一過性頻脈消失を認める

23:43 破水、血液流出

妊娠 39 週 4 日

0:23 胎児機能不全の適応で当該分娩機関に母体搬送となり入院、血圧 159/77mmHg

0:25 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤剥離 30%、胎盤病理組織学検査で胎盤のうっ血所見あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:4700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.74、BE -37.2mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症
- (7) 頭部画像所見:
生後 21 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 3 名
看護スタッフ:助産師 1 名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 2 名、小児科医 2 名
看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子であった可能性を否定できない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 38 週 3 日以降、妊娠 39 週 3 日 22 時 50 分頃までの間である可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 3 日の入院時における胎児心拍陣痛図の判読(胎児心拍数基線 90 拍/分台、など)と対応(酸素投与、体位変換、医師への連絡、手術室の準備確認)は、いずれも一般的である。
- (2) 胎児機能不全の適応で母体搬送の方針としたことは選択肢のひとつであるが、胎児心拍数波形異常を認めてから 65 分後に当該分娩機関へ搬送を依頼したことは一般的ではない。
- (3) 当該分娩機関での対応(緊急帝王切開の準備、救急車内での情報を基に経膈分娩の方針に変更し準備したこと、分娩室での対応)は一般的である。
- (4) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (5) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(Tビース蘇生装置による人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫、アドレナリン注射液投与)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 緊急度が高い胎児心拍数陣痛図の異常所見を認め、吸引・鉗子分娩の要約を満たさない場合には、自院での帝王切開術を実行するか、高次医療機関に搬送するかについて、迅速に判断することが望まれる。
- イ. 分娩進行の可能性のある事例における母体搬送時には、出発直前に内診等によって分娩進行度を確認することが望まれる。

【解説】本事例では当該分娩機関到着後まもなく経膈分娩となっている。常位胎盤早期剥離では急激に分娩が進行することがある。救急車内での不測の事態を避けるためにも、母体搬送出発直

前に内診を行うことが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

搬送元分娩機関および当該分娩機関で合同の事例検討を行うことが望まれる。

【解説】原因分析委員会の推定では、本事例において搬送元分娩機関と当該分娩機関との間で、母体搬送時の胎児の状態について認識に相違があった可能性が否定できないと考える。認識の相違があったかどうかについて合同で検証し、相違があった場合には改善策を検討することが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

外回転術実施の直後に問題がなく、時間をおいて常位胎盤早期剥離を発症した症例について、情報収集を検討することが望ましい。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。